

我孫子市道路占用料条例（昭和50年3月31日条例第10号）

最終改正：令和5年12月25日条例第30号

改正内容：令和5年12月25日条例第30号〔令和6年4月1日〕

別表（第2条関係）

占用物件			単位	占用料	
道路法（以下「法」という。） 第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱		1本につき1年	980円	
	第2種電柱			1,500円	
	第3種電柱			2,000円	
	第1種電話柱			870円	
	第2種電話柱			1,400円	
	第3種電話柱			1,900円	
	その他の柱類			87円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	9円	
	地下に設ける電線その他の線類			5円	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	840円	
	地下に設ける変圧器		1個につき1年	520円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			730円	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	3,900円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	35円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			52円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			87円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			110円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			160円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			210円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			370円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			520円	
	外径が1メートル以上のもの			1,000円	
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行補助施設	法第2条第2項 第5号に規定する自動運行装置 による検知の対象として	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行補助施設	設置する導線その他の線類	その他のもの	長さ1mにつき1年	17円
			道路の構造又は交通の状況を	1本につき1年	1,400円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	870円
			地下に設けるもの		520円
	その他のもの			1,700円	

占有物件			単位	占有料
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	1,900円		
地下に設ける通路	1,200円			
その他のもの	1,700円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	39円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	390円
道路法施行令（以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	390円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,900円
	標識		1本につき1年	970円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し	1本につき1日	39円
		その他のもの	1本につき1月	390円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	39円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	390円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,900円
		その他のもの		1,900円
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用			占有面積1平方メートルにつき1月	390円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				170円

占有物件		単位	占有料	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 占有の期間が1月未満のものについての占有料の額は、この表により算定した額に、占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。